

## 第4期宮城県食育推進プラン策定ワーキング構成員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属等	備考
1	佐々木 裕子	仙台白百合女子大学 教授	栄養
2	高橋 信壮	仙台大学附属明成高等学校 食文化創志科 学科長	食育・思春期
3	村田 富美子	宮城県小学校長会(大和町立吉岡小学校 校長)	学童期
4	石森 さと子	宮城県農業士会	農業・地産地消
5	小澤 義春	みやぎ生活協同組合 常務理事 生活文化部長	食品流通
6	赤石 薫子	みやぎ食育コーディネーター	栄養
7	岡野定 玲子	公募委員	公募

## 第4期宮城県食育推進プラン策定ワーキング開催要綱

### (設置)

第1 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく第4期宮城県食育推進プラン（仮称）の策定に当たり、計画内容の充実を図るとともに、県の実情に合わせた推進方策や目標設定について、広く有識者からの意見聴取を行うため、第4期宮城県食育推進プラン策定ワーキング（以下「ワーキング」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2 ワーキングは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第4期宮城県食育推進プラン（仮称）策定に係る推進方策に関すること
- (2) 第4期宮城県食育推進プラン（仮称）の目標項目及び目標値の設定に関すること

### (構成)

第3 ワーキングは、保健福祉部長（以下「部長」という。）が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

### (座長)

第4 ワーキングに座長を置く。  
2 座長は、会議の進行を行う。

### (会議)

第5 ワーキングは、部長が招集する。  
2 部長は、必要があると認めたときは、ワーキングに構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6 ワーキングの庶務は、宮城県保健福祉部健康推進課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りでその効力を失う。